

検討事項②「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」について

1. 基本的な考え方と現在の状況について

(1) 三省懇談会報告において示された方向性について

出版物の権利処理の円滑化による取引コストの低減及び関係者への適正な利益還元方策について

- ① 出版物の利用にあたり、権利処理に係る取引を効率的かつ円滑に行うための方策の1つとして、何らかの制度的、組織的なアプローチを模索することが必要。
- ② 市場に流通している出版物を利用する場合には、多くの場合、当該出版物を出版している出版者が著作権者等の情報を把握していることが期待できる一方で、絶版書籍や「孤児作品」については、著作権者等に係る情報の入手が極めて困難な場合があり、これらについては、何らかの「権利の集中管理」が必要。
- ③ 「権利の集中管理」の具体的内容については、i) 集中管理の対象、ii) 集中管理の具体的な仕組み、iii) 集中管理の実施主体、iv) 集中管理に適した出版物の種類など様々な解決すべき課題があり、慎重な議論が必要。
- ④ 一方、i) 情報通信技術による著作者の探索の実現、ii)平成21年の著作権法改正による裁定の申請中における出版物の利用の実現、iii) 「権利の集中管理」になじまない出版物の存在といった観点から、「権利の集中管理」の必要性について懸念を示す指摘も存在。
- ⑤ 以上を踏まえ、何らかの「権利の集中管理」を行うための制度的・組織的アプローチについて、実態を検証、把握した上で、その必要性を含め、今後さらに検討を行うことが必要。

(2) 既存の「権利の集中管理」について

現在、著作物の利用に係る権利処理等を円滑に行うため、様々な団体による多様な形態の「権利の集中管理」が行われている。主な団体における「権利の集中管理」の内容については以下のとおりである。(詳細別紙)

①著作権等管理事業法に基づき事業を実施している例

ア. 著作物に係る権利を集中管理している例

(ア) 一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)

- 音楽の著作物に係る演奏権、録音権、貸与権、出版権等を管理。

(イ) 公益社団法人日本文藝家協会

- 文藝作品等言語の著作物及びその二次的著作物に係る複製権等を管理。

イ. 著作物の利用に係る権利を集中管理している例

(ア) 社団法人日本複写権センター (JRRC)

- 出版物の紙面からの複写に係る権利を管理。

(イ) 一般社団法人出版物貸与権管理センター (RRAC)

- 出版物の貸与に係る権利を管理。

② 著作物等に係る情報の管理を行う事業を実施している例

(ア) 一般社団法人著作権情報集中処理機構 (CDC)

- 音楽に係る著作権等管理事業者が管理する楽曲の情報を管理。

(イ) 著作権問題を考える創作者団体協議会

- 文藝作品、音楽等に係る著作者情報等を管理 (ポータルサイト)。

③ 複数団体の窓口、不明権利者の探索を行う事業を実施している例

(ア) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma)

- 放送番組の二次利用 (送信可能化等) に係る許諾申請の窓口。
- 放送番組における不明な実演家 (著作隣接権者) の探索。

2. 具体的な検討にあたって

検討の前提

- 三省懇談会報告においては「権利の集中管理」を必要とする主な要因として、絶版書籍や「孤児作品」について「著作権者等に係る情報」を入手することが困難な場合があることが指摘されている。
- 一方で、「権利の集中管理」が必要であるか、実態になじむのか、といった指摘もされている。
- こうした状況を踏まえ、検討にあたっては、「出版物の権利処理の円滑化」という観点から、上記の視点に重点を置いて検討すべきではないか。

(1) 「権利の集中管理」の内容について

「1. (1) 三省懇談会報告において示された方向性について」の③にある、i) ~ iv) までの各課題については、それぞれ以下のように整理できるのではないか。

① 「集中管理の対象」について

- 「出版物に係る著作権」若しくは「利用方法を限定した支分権」を集中的に管理
【メリット】

- ・ 管理機関に申し出れば一定の条件に基づき利用者が許諾を得ることが可能

【課題例】

- ・電子書籍としての利用にあたり集中管理が求められている著作物の分野、権利の内容は何か
- ・「孤児作品」等の権利者に係る情報をどう入手するか

○「著作権者等に係る情報」を集中的に管理

【メリット】

- ・「著作権の集中的な管理」より集中化が容易（権利者の理解が得られやすい）
- ・電子書籍への利用にあたっては、「情報」が入手できれば対応が可能である

【課題例】

- ・現在、個々の出版者が出版契約等により有した情報を他の利用者に提示することが可能か
- ・さらには、個々の出版者が有する情報を集中的に管理することが可能か
- ・「孤児作品」等の権利者に係る情報をどう入手するか

②「集中管理の具体的な仕組み」及び「集中管理の実施主体」について

○「著作権」若しくは「著作権者等の情報」を集中的に管理する組織を設立

【メリット】

- ・事業が継続的に実施されるとともに、「情報」の適切な管理が期待される

【課題例】

- ・既にある様々な分野の著作物に係る権利等を管理する団体との関係
- ・その設立から事業開始までに数年程度の期間を要しているものも存在
- ・設立の主体（母体）となるのはどこか、また関係者はどの範囲か
（著作者団体、出版者、その他）
- ・継続的に事業を実施する財政基盤が必要
- ・既存の団体が従来までの業務とあわせて行うことは可能か
- ・「孤児作品」等の権利者に係る情報の探索機能を有することが可能か

○ポータルサイトのようにある窓口のサイトからアクセス先等を提供する方法

【メリット】

- ・新たな組織の設立と比較して、初期投資やランニングコストも少なくなる

【課題例】

- ・設立の主体（母体）となるのはどこか、また関係者はどの範囲か
（著作者団体、出版者、その他）
- ・既存の団体が従来までの業務とあわせて行うことは可能か
- ・「孤児作品」等の権利者に係る情報の探索機能を有することが可能か

③「集中管理に適した出版物」について

○現在、または今後において市場に流通する出版物

【メリット】

- ・「著作権者等に係る情報」や「著作権」の集中的な管理が行われているもの

も多く、更なる集中化が容易（権利者等の理解が得られやすい）

【課題例】

- ・現時点で著作権が集中管理されているか、情報の入手が可能な状態にあり、集中管理を検討する必要があるか
- ・今後の電子書籍ビジネスの展開に伴う電子書籍に係る「権利の集中管理」に係る要望の存否の見極めが必要

○絶版書籍や「孤児作品」

【メリット】

- ・「情報」が存在しない分野であり、「権利の集中管理」が実現できれば、様々なビジネスや公共サービスに活用できる

【課題例】

- ・「情報」の収集が困難であり、かつ、収集に時間と費用がかかること
- ・「情報」を収集し、提供すべき積極的な意義は何か

④その他

①から③における整理以外に、検討すべき課題はあるか。

(2)「権利の集中管理」の必要性について

○(1)の整理を踏まえると、③にあるよう、出版物の状態によって検討すべきではないか。

【課題例】

- 絶版書籍など、市場に流通していない出版物であっても、情報通信技術の発達により、著作者や著作権者に関する情報は探索可能ではないか。
 - 「孤児作品」などの「情報」が入手できない場合については、改正された裁定制度により対応可能ではないか。
 - 利用者側からの具体的要望は何か。
- ◎ 以上の課題を踏まえると、「権利の集中管理」具体的な内容等については、今後の様々な状況を見据えたうえで、関係者における検討が必要ではないか。

(以上)

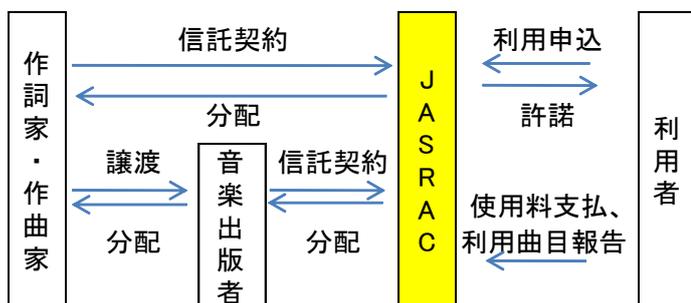
既存の集中管理機構の概要について

1. 著作権等管理事業法に基づき事業を実施している例

(1) 著作物に係る権利を集中管理している例

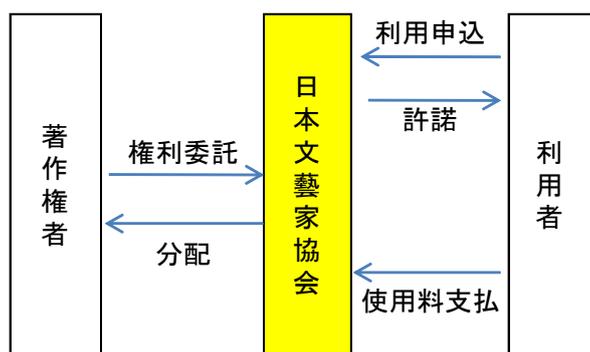
ア. 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

- 音楽の著作物に係る演奏権、録音権、貸与権、出版権等を管理。
- 権利者（作詞家、作曲家、音楽出版者）との間で、著作権管理に係る信託契約を締結。
- JASRAC に入会した権利者で構成。



イ. 公益社団法人日本文藝家協会（文藝家協会）

- 文藝作品等言語の著作物及びその二次的著作物に係る複製権等を管理。
- 権利者との間で著作権管理に係る委任契約を締結。
- 文藝家である会員及び著作権継承者である準会員で構成。



(2) 著作物の利用に係る権利を集中管理している例

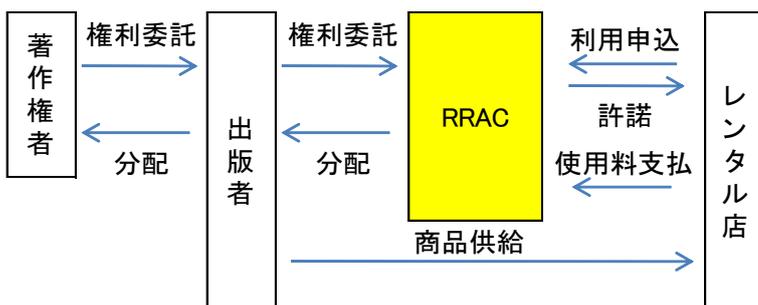
ア. 社団法人日本複写権センター（JRRC）

- 出版物の紙面からの複写に係る権利を管理。
- 著作権者との間で複写等に関する権利の管理に係る委託契約を締結。
- 著作者団体連合、学術著作権協会、出版者著作権管理機構、新聞著作権協議会で構成。



イ. 一般社団法人出版物貸与権管理センター（RRAC）

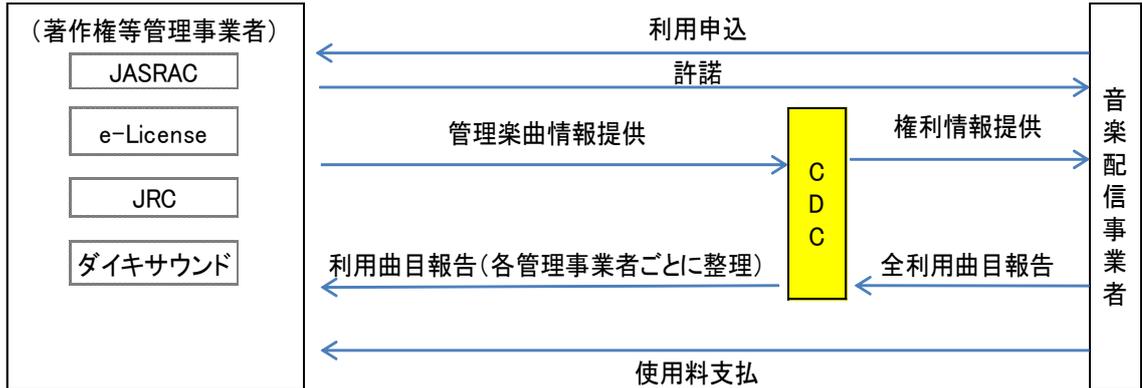
- 出版物の貸与に係る権利を管理。
- 著作権者との間で、出版物の貸与に関する権利に係る委託契約を締結。
- 著作者・出版者の計12団体で構成



2. 著作物等に係る情報の管理を行う事業を実施している例

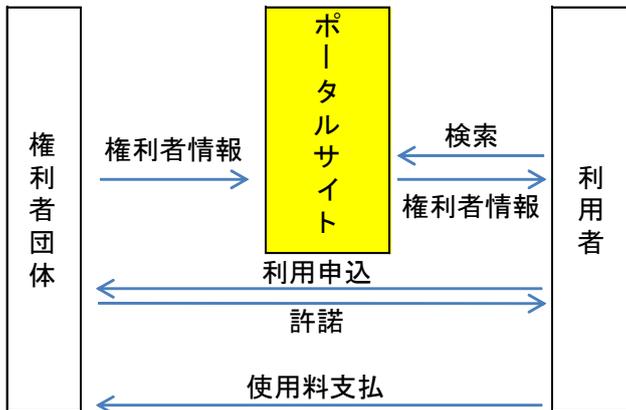
ア. 一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）

- 音楽に係る著作権等管理事業者（JASRAC、e-License、JRC、ダイキサウンド）が管理する楽曲の情報を管理。
- 利用者は、一定期間ごとに利用曲目報告を CDC に報告。CDC は各管理事業者が保有する楽曲に応じて整理した上で当該報告を取り次ぎ。
- 利用者及び権利者団体で構成。



イ. 著作権問題を考える創作者団体協議会

- 文藝作品、音楽等に係る著作者情報等を管理（ポータルサイト）。
- 著作者の所属、権利委託団体等の情報を提供。
- 文藝家協会等、17の権利者団体で構成。



3. 複数団体の窓口、不明権利者の探索を行う事業を実施している例

ア. 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（ ）

- 放送番組の二次利用（送信可能化等）に係る許諾申請の窓口。（利用申込を各団体に振り分け通知。各団体からの回答を利用者に報告。）
- 放送番組における不明な実演家（著作隣接権者）の探索。
- 社団法人音楽事業者協会（音事協）、社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、一般社団法人日本音楽制作者連盟（音制連）で構成。

